

## 西中国山地国定公園（広島県地域）の公園計画の変更について

### 1．変更の理由

西中国山地国定公園は、中国山地の島根・広島・山口の3県にまたがる山岳公園で、昭和44年1月10日に指定された。

当該地は、昭和30年代以前には湿原が広がっていた。昭和39年以降、排水路が整備され、牧場として利用していたが、牧場事業が終了したため、跡地を集団施設地区とし、残った湿原を自然観察会等ふれあいの場として利用してきた。しかし、残存している排水路等のため、湿原の乾燥化はさらに進行しており、湿原内に灌木も目立つようになってきている。

このような状況を改善し、過去の湿原生態系を取り戻すため、公園計画を変更し、集団施設地区の一部を削除するとともに、自然再生施設を追加する。

### 2．変更案の概要

#### (1) 自然再生施設の追加

##### ・八幡湿原

人間活動の影響等により湿原の乾燥化が進み、湿原植生等の自然環境が損なわれていることから、湿原の再生を行うための自然再生施設を整備する。具体的には、コンクリート三面張水路を撤去し、湿原域を拡大すること、灌木等の伐採や乾燥化した表土の剥ぎ取りなどを検討している。



#### (2) 集団施設地区の削除

##### ・聖湖八幡原集団施設地区

自然再生施設を追加することから、将来的に集団施設地区として整備する見込がないため、集団施設地区の一部を削除する。

